

ナチ支配下ウィーンのユダヤ人移住における ウィーン・モデルとゲマインデ

著者	野村 真理
著者別表示	Nomura Mari
雑誌名	ユダヤ・イスラエル研究
巻	28
ページ	24-34
発行年	2014
URL	http://doi.org/10.24517/00054957

doi: 10.20655/yudayaisuraerukenkyu.28.0_24



ナチ支配下ウィーンのユダヤ人移住における ウィーン・モデルとゲマインデ

“Vienna Model” of the Jewish Emigration under the Nazi Regime
and Israelitische Kultusgemeinde Wien (Israelite Community of Vienna)

野村 真理

Mari NOMURA

はじめに—ナチのジレンマ

1933年1月の政権掌握から39年9月の第二次世界大戦突入にいたるまで、ナチの反ユダヤ政策の重点は、ドイツ社会のあらゆる領域からのユダヤ人排除と彼らの財産の徹底的収奪、移住という名の追放の促進におかれていた。これについてホロコースト研究者のあいだに、ほとんど異論は存在しない。

1933年3月の全権委任法でヒトラーが独裁的権力を握ると、ユダヤ人は、矢継ぎ早に制定された反ユダヤ法で職場や学校から追放される。自営業のユダヤ人は、同業組合からの除名や融資の停止、商品のボイコットで経営が破綻し、廃業もしくは店や工場を捨て値でアリア人に売却するしかなかった。37年末までに、ユダヤ人による小規模経営の約6割が姿を消す。こうして生活条件を剥奪されたユダヤ人は、やむなくドイツからの「逃亡」を決意したが、彼ら逃亡者から最後に容赦なく取り立てられたのが「帝国出国税」と「ドイツ金割引銀行税」である。帝国出国税は、文字通り訳せば「帝国逃亡税」だが、迫害と経済のアリア化がユダヤ人を逃亡へと追い込み、その逃亡がさらなる財産収奪の機会になるというからくりは、邦語文献では、武田彩佳『ユダヤ人財産はだれのものか』（白水社、2008年）の第1部第1章に詳しい。

帝国出国税自体はナチによる新税ではなく、世界恐慌で破産状態のドイツで1931年12月に、同年4月1日から32年末までの移住者を対象とする時限立法として制定された。目的は、資本流出と税収減をとまなう裕福なドイツ人の移住抑制であり、31年1月1日現在、課税対象となる財産を20万マルク以上持つか、課税対象となる年収が2万マルク以上ある者が移住する場合、課税対象となる全財産の25%を出国税と

して納めることが求められた。ところが法は32年のうちに延長され、さらにナチ政権下の34年5月18日の改訂により、おもにユダヤ人移住者から最後の税を搾り取るための法に変質する。課税対象は、31年1月1日現在もしくはそれ以後、5万マルク以上の財産を持つか、31年もしくはそれ以後の年収が2万マルク以上の移住者に拡大され、もはや富裕層のみが対象ではなくなった上、ナチ政権成立後の失業や廃業で生じた財産の減少も考慮されず、移住時に持つ全財産の4分の1が徴収された。

ドイツから出国許可を得るためには、この帝国出国税など、すべての税を納めたことを示す完納証明書の提出が必要であったが、完納後に残った財産を外貨に替え、移住先に持ち出せたかといえば、これもそうではない。

外貨が逼迫するドイツでナチは、1934年から、移民が公定レートで両替できるマルクの上限を原則的に1人10マルク（38年当時のレートで4ドル相当）までとし¹、それ以上は当局の許可を得た上、ドイツ金割引銀行（Deutsche Golddiskontbank）で、当行が定める割引レートで両替することを求めた。通称ドイツ金割引銀行税（Dego-Abgabe）²とは、その両替のさいに生じる損失のことで、損失率は34年1月には20%であったのが、36年10月には81%、38年6月には90%、39年9月には実に96%に上った。これだけ損失率が高いと、移住者に渡されるのはほとんど涙金であった。

ナチのユダヤ人迫害は、1933年4月ボイコットのようないくつかの騒ぎが一段落した後、ドイツ人一般市民の反応をうかがいつつ、じわじわと進められる。ドイツでは、親戚や家系を遡れば1人や2人のユダヤ系がいる者はまれではなかったからだ。36年8月のベルリン・オリンピック開催時には、国際的

外聞を憚り反ユダヤ・キャンペーンも控えられた。ナチ政権成立時のドイツのユダヤ人口（ユダヤ教徒人口）は推定52万5000人で、そのうち37年末までに約12万9000人が移住したが、その28.7%にあたる3万7000人は33年に移住し³、その後、移住はナチが期待するほどはかどっていない。そのためオリンピック終了後、37年にいたってナチはユダヤ人移住に本腰を入れ始めるのだが、しかし、ユダヤ人から生活条件を剥奪して逃亡を余儀なくさせるナチの政策は、ここで二つのジレンマに直面した。

第1は、ユダヤ人を移住に追い込むための経済的圧迫が、まさしく彼らの移住を困難にしているというジレンマである。そもそもはじめから移住費用を工面できない貧困ユダヤ人に加え、もとはそうではなかった者も急速に貧困化し、意思はあっても、もはや自力では移住できない状況に陥りつつあった。

第2は、ナチ政権下での経済回復と輸入の増加で外貨が底をつき始めたドイツで、たとえ10マルク分であろうと、損失率が90%であろうと、いや「見せ金」のようにたとえ移住の必須条件であっても、移住者に対して外貨をびた一文渡したくないというジレンマである。移民受け入れ国はどこでも、入国するや路頭に迷うような移民は原則的に受け入れない。国によっては、入国のさい、移民が「見せ金」あるいは「上陸金」といわれる現金を所持していることを義務づけた。たとえば1938年当時で、1人につき、コロンビアは250ペソ（30ポンド=375マルク相当）、オーストラリアやニュージーランドは50ポンド（250ドル=625マルク相当）である⁴。

ナチとしては、ユダヤ人に移住を強制しつつも、移住費用の支援はもとより、必須の外貨の持ち出しすら認めたくはなく、だがまた他方で、もはや経済的価値のないユダヤ人がドイツに居残り続けるという事態は何としても避けたかった。

では、いかなる打開策があるのか。

ユダヤ人絶滅政策の解明が先行したホロコースト研究において、これまで必ずしも意識的に研究されてこなかったが、このジレンマの解決においてナチの実験場となった街こそ、1938年3月にドイツに合邦されたオーストリアの首都ウィーンである。そして、いわゆるウィーン・モデルにおいて実験を成功させ、ナチの出世街道にのった人物こそ、後の最終解決におけるユダヤ人移送の実務責任者アイヒマンであった。

ウィーン・モデルに関して、ほとんど初の本格的

研究であるアンデルルらの大著⁵は、表題が示すとおり、ウィーン・モデルにおけるユダヤ人財産の収奪に力点を置いている。これに対して本稿は、ドイツとウィーンの状態の相違を念頭におきつつ、ウィーン・モデルがなぜウィーンで必要とされ、また成功したのかに焦点を置いて論じていきたい。実際、モデルの成功は、ドイツと異なり、アイヒマンの親衛隊保安部（以下SDと略称）によるウィーンのユダヤ人移住業務の完全掌握と、きわめてよく組織されたユダヤ教徒のゲマインデ⁶の存在なくしてはありえなかったからである。

1. 1938年3月ウィーン

ウィーン・モデルは、先取りしていえば二輪車にたとえられる。前輪は、はじめに述べたナチのジレンマの解決、すなわち貧困化するユダヤ人の移住費用と移住に必要な外貨の調達をユダヤ人自身に行わせるシステムであり、後輪は、移住にかかる煩雑な手続きを「ユダヤ人移住本部」でワン・ストップ的に処理できるようにし、これによって移住の迅速化をはかるシステムである。ウィーン・モデルは、狭義には後者をさすが、前者の金の問題の解決なくして移住の実現はありえない。両システムの詳細は第2章以下で述べることにし、本章では、それらがなぜウィーンで喫緊に必要とされたのかを簡述する。

そのさい第1に着目すべきは、ドイツでは1933年から数年かけて進められた迫害と経済のアーリア化が、合邦後のウィーンでは、ほとんど一気に、ドイツよりはるかに暴力的に執行されたことである。

1938年3月9日、合邦に最後まで抵抗したオーストリア第一共和国最後の首相シュシュニクが、13日にオーストリア独立の是非を問う国民投票を実施すると公表したのに対し、11日、ヒトラーは最後通牒を送り、国民投票の中止とシュシュニクの退陣、親ナチのザイス＝インクヴァルトの首相就任を強要した。日付が12日に変わった深夜2時、もはやこれまでと観念したシュシュニクは首相府を去り、明け方、すでにオーストリア国境に集結していたドイツ軍は、新首相ザイス＝インクヴァルトの要請に応ずるという名目で国境を越え、オーストリアに侵入した。ほとんど時を同じくしてウィーンでは、腕に鉤十字の腕章をつけた男どもが「くたばれユダ公」とわめきながら街を駆け回り始める。13日の国民投票を前に、建物の壁や路上にはステンシルで独立支持を呼びか

ける「ヤー [賛成]」の文字や、ドルフス=シュシュニク体制のシンボルの撞木十字が書かれていたが、ユダヤ人は老若男女の区別なく家から引きずり出され、それらを素手やブラシで洗い流すよう命じられた。群がる見物人は、路上に這い蹲うユダヤ人に対して容赦のない野次を浴びせる。ウィーン入りしたゲスターポは、ただちにシュシュニク政府の要人の逮捕と並行して、ゲマインデをはじめ、主要ユダヤ人団体の幹部やロートシルトのような有力ユダヤ人の逮捕を開始し、逮捕者の一部はダッハウの強制収容所に連行されたまま戻ってこなかった⁷。アメリカ・ユダヤ合同分配委員会（以下ジョイントと略記）のヨーロッパ代表であったベルンハルト・カーンは、1938年3月、ニューヨーク本部に宛て、「ドイツで、反ユダヤ的弾圧措置で5年かけて実施されたことが、[オーストリアのユダヤ人には] 5日間で強制された」と打電する⁸。

ウィーンのユダヤ人には、逃亡に躊躇しているゆとりはなかった。恐怖に駆られたユダヤ人はエクソダスを開始し、移住手続きに関係する役所の窓口はどこも、押し寄せるユダヤ人で麻痺状態に陥る。合邦時のオーストリアのユダヤ教徒人口は18万1882人で、その90%以上にあたる16万7249人がウィーンに集中していたが、合邦後まもなく地方の小規模ゲマインデは解体され、オーストリアのユダヤ教徒のほとんどすべてがウィーンに集中した。これに推定3万人前後のニュルンベルク法にもとづく非ユダヤ教徒ユダヤ人が加わる⁹。これだけの人数の移住をさばくには、何らかの交通整理が急務であった。

ところが、第2に着目すべきは、上記のエクソダスの一方で、ウィーンのユダヤ人社会はドイツよりさらに著しく窮乏化しており、自力で逃亡可能なユダヤ人が去った後、大量の貧困ユダヤ人が取り残されると予測されたことである。

第一次世界大戦でオーストリア=ハンガリー二重君主国が崩壊した後、小国オーストリアは、ドイツに統合されなければ経済的に生き延びることは困難とさえいわれた。そのオーストリアで、ユダヤ人だけが経済的没落を免れることなどありえない。社会福祉はゲマインデの最も重要な事業であったが、とりわけ世界恐慌後は、それまでゲマインデ税や寄付で福祉を支えていた上・中流階級のユダヤ人が破産し、逆にゲマインデの福祉にすがりつく身に転落する。1936年当時でゲマインデの救貧台帳に登録されたユダヤ人の数は約6万人、ウィーンのユダヤ教徒

人口の3分の1以上にあたった¹⁰。

合邦後、そのユダヤ人社会の貧困化に拍車をかけたのが、略奪による破壊と、これもまた驚くべき速度で進行した経済のアーリア化である。使用人は当然のごとくもとのユダヤ人の主人から金品をゆすり取り、ナチに率いられた若者たちは、ユダヤ人の店から食料品であれ、靴や衣料品であれ、手当たり次第に略奪してトラックで運び去った。オーストリアでは1938年4月13日の法により、ユダヤ人所有の企業のアーリア化は行政当局によって選任された管財人が執行することになっていたが、選任権限のないオーストリア・ナチの地区支部が勝手に指名した管財人や、管財人の代理人を詐称する者が企業に押し掛け、所有者を追い出し、奪えるだけの財産を奪うか、経営を乗っ取った。39年5月のベルリンでは、ユダヤ人自営業者のなお30%が営業を続けていたのに対し、ウィーンではわずか6%という有様だった¹¹。

2. ウィーン・モデル—外貨と移住費用の調達

1961年のアイヒマン裁判での本人の証言によれば、合邦でウィーン出向を命じられたアイヒマンの到着は、先遣隊よりやや遅れてのことだった。いずれにせよアイヒマンは1938年3月18日に執行されたゲスターポによるゲマインデ本部の手入れと、会長フリートマン、副会長シュトリッカーら、ゲマインデ幹部の逮捕に立ち合っている。同日、ゲマインデは閉鎖された。

逮捕の口実は、ゲスターポの手入れで、ゲマインデが13日に予定された国民投票を前に、祖国戦線に対して80万シリングを寄付したことを示す支払い証明書が発見されたことだが、逮捕者のリストは前もってベルリンのSD本部で作成されていた。したがってゲマインデ幹部の逮捕は予定通りだったが、これも、ゲマインデの閉鎖も、ゲマインデ解体を目的とするものではない。むしろユダヤ人の移住=追放政策執行の使命を帯びたアイヒマンにとって、ゲマインデは、ユダヤ人の移住を促進する機関として再開されなければならない、その責任者としてアイヒマンが選出されたのが、18日の逮捕者の1人で、ゲマインデ事務局長の職にあったレーヴェンヘルツである。レーヴェンヘルツは当時54歳の働き盛りで、性格的には冷静な実務家タイプであり、与し易い人物と考えられたのだろう。

4月22日、アイヒマンは2日前に獄から釈放された

レーヴェンヘルツと、シオニストのパレスティナ移住支援組織であったパレスティナ局の局長ローテンベルクらをゲスターポに呼び出す。彼らに対しアイヒマンは、1938年4月1日から39年5月1日までのあいだに2万人の貧困ユダヤ人の移住を実現するよう要求した上、移住促進を目的として、ローテンベルクに対してはオーストリアのシオニスト諸組織を統合するシオニスト全国連合の計画案を、レーヴェンヘルツに対しては、移住担当部門の新設を含め、ゲマインデの組織再建計画案を提出するよう命じた。レーヴェンヘルツの署名入りの計画案は4月26日付けで提出されている¹²。ゲマインデは5月2日に、パレスティナ局は翌3日に再開された。

ウィーン・モデルの成功を考える上で重要なのは、以上の経過からも見て取れるように、オーストリアでは、合邦と同時にSDがいち早くユダヤ人移住業務の掌握に成功したことである。5月8日付けのベルリンSD本部の上司ハーゲン宛ての私信でアイヒマンは、次のように報告した。

「いずれにせよ僕は御歴々 [ゲマインデ幹部] の尻を叩いてやったから、安心してくれたまえ。実際、目下、彼らは必死で仕事をしている。ゲマインデとシオニスト全国連合に対し、38年4月1日から39年5月1日までのあいだに2万人の貧困ユダヤ人の移住を実現するよう要求したが、彼らも、そのようにしたいと約束した。[中略]

[ウィーンでは] ([ドイツ・ユダヤ人] 援助協会)¹³ のようなユダヤ人の第4の政治的中央組織を創る必要はないだろう。というのも僕はゲマインデに対して、ゲマインデ内部にパレスティナ以外のすべての移住にも対応する移住本部を創るよう命じたからだ。そのための準備はすでに進行中だ。

大雑把に言えば、いま、状況はこうなっている。

アリア化、つまり経済その他の領域におけるユダヤ人については、法にしたがい大管区指導者ビュルケルが管轄する。

それよりはるかに困難な問題、つまり、これらユダヤ人を移住させるのはSDの任務だ¹⁴。」

ここでアイヒマンがウィーンでの成果を誇るのも、SDはドイツの現状にいらだちを募らせていたからである。当時ドイツでは、移住手続きは内務省の移民局が管轄し、移住者の財産の国外移転や外貨の管轄は、経済省やその外国為替管理部門であった。さらに役所とは別に、1901年に設立された非営利組織であるドイツ・ユダヤ人援助協会や、パレスティナ移

住についてはシオニストのパレスティナ局が存在してユダヤ人の移住相談に応じ、支援を行っていた。移住はSDの権限外であったが、そのさいハーゲンらがとりわけ不満を抱いたのは、1933年8月にドイツ経済省とパレスティナのシオニストのあいだで成立したハアヴァラ協定と、さらに36年に導入が決まったアルトロイである。

ハアヴァラの目的のひとつは、イギリス委任統治政府が設定した資本家枠でパレスティナへの移住が可能なユダヤ人に対し、その財産のパレスティナ移転を認めることで彼らの移住を促進することにある。具体的には移転は、ドイツで彼らのマルクで購入した建設機械等の製品をパレスティナに運び、ポンドで売却し、その売却金が移住した彼らの手に戻されることで完了した。この仕組みで、彼らからマルクを預かり、ドイツ製品の購入とパレスティナへの運搬、製品の売却と売却金の返還業務を一手に引き受けた機関が、パルトロイ (Palästina Treuhandstelle zur Beratung deutscher Juden GmbHの略称) である。ただしハアヴァラでの移住者は、手数料その他が差し引かれた後、受け取るべきポンドを全額受け取れたわけではない。彼らに返されるはずの金の一部はパルトロイにプールされ、貧困ユダヤ人の移住援助のために使われた。したがってハアヴァラは、裕福なユダヤ人のパレスティナ移住促進であると同時に、貧困ユダヤ人の移住促進でもあったのだが¹⁵、ハーゲンらが問題視したのは、資本家枠での移住には最低1000ポンド (1万2500マルク相当) のパレスティナへの持参が条件になっていたことである。実際、外貨の持ち出しが厳しく制限されていたにもかかわらず、1936年4月まで、資本家枠での移住者に対して帝国銀行から1000ポンドの外貨が現金で支払われるという優遇は、むしろ驚くべきことだった¹⁶。それゆえハーゲンらにいわせれば、ハアヴァラとは、ドイツ製品がパレスティナへ「輸出」されるにもかかわらず、正規の輸出と異なり、ドイツに一銭の外貨ももたらさないばかりか、逆にドイツの外貨を流出させる論外な仕組みだったのである。

ところが、さらにハーゲンらの不満を増幅させたのは、ハアヴァラに加え、アルトロイが導入されたことである。ハアヴァラが資本家ユダヤ人のパレスティナ移住促進であるのに対し、アルトロイは、パレスティナ以外に向かうユダヤ人で、帝国出国税支払い後に5万マルク未満の財産が残る者に対してある程度の外貨の持ち出しを認めることにより、彼

らの移住を促進しようとするものである。アルトロイとは、1937年5月に設立されたプラン実施のための機関（Allgemeine Treuhandstelle für die jüdische Auswanderung GmbH）の略称である。すなわちアルトロイは、ドイツ金割引銀行から公定の2倍のレートで外貨を買い取り、これをアルトロイ方式で移住するユダヤ人に対し、2倍よりさらに劣悪なレートで両替した。移住者は多大な損失を被りながらも、これによって手に入れた外貨は国外に持ち出すことができ、他方、レートの異なる両替で発生したマルクの差額は、そのために設けられた補助基金にプールされ、貧困ユダヤ人の移住援助に使われた。したがってハアヴァラと同様アルトロイも、財産を持つユダヤ人の移住促進が同時に貧困ユダヤ人の移住を助ける仕組みになっているのだが、ハーゲンらによれば、ユダヤ資本の一部がドイツで外貨に替えられ、国外に持ち出されている事態に変わりはなかった。

1937年末、SDでユダヤ人問題を担当する第2課1.1.2の長になったハーゲンは、同年12月11日付けの「帝国全域におけるユダヤ人問題処理の再調整のための提言」と題された文書で次のように述べる。

「ユダヤ人の移住はあらゆる手段で促進されねばならないが、原則的に、これ以上、そのために〔ドイツの〕外貨が必要とされることがあってはならない。〔中略〕

さて、いま、ドイツ側で行われている移住のための財政的支援がすべて廃止されるなら、残る唯一にして最後の可能性は、ドイツにおける〔ユダヤ人移住の〕援助諸組織に対し、外国の援助諸組織と協力して、移住のために必要な巨額の資金を彼ら自身の手で調達させしめることである¹⁷⁾。」

以上の前史を踏まえるとき、合邦後オーストリアのユダヤ人移住政策はいかにあるべきか。

ハアヴァラの見直しに関して、ベルリンでSDとドイツ経済省の移住問題担当者ヴォルフらの接触が始まるのは、おそらくオーストリア合邦後まもなくである。はじめはハアヴァラの抑制とアルトロイ拡大の可能性も検討されたが、ハーゲンらがアルトロイに対してさえない不満を抱いていたことはすでに述べた。彼らの認識では、ユダヤ人に必要な外貨はユダヤ人自身に何とかさせるべきであり、事実、先に引用した5月8日付けのアイヒマンからハーゲン宛ての私信にあるように、レーヴェンヘルツらが「尻を叩かれ」真っ先にやらされたことは、外国のユダヤ人団体から金銭的支援を取りつけることであった。レ

ーヴェンヘルツが最初に窮状を訴えたのは、ゲマインデが再開されてまもなく、5月19日にウィーンに來たHICEM¹⁸⁾の長ベルンシュタインである。会談には、ゲマインデ福祉部門の責任者であったエンゲルとゲスターボのスタッフ2名も同席したが、残された史料を見るかぎり会談の成果は明らかではない¹⁹⁾。

次いでレーヴェンヘルツは、ゲスターボの許可をえて6月1日から16日まで、ローテンベルクとともにロンドンとパリに飛んだ²⁰⁾。交渉相手はジョイントと、イギリスのドイツ・ユダヤ人協議会である。そこでレーヴェンヘルツは、両団体の均等負担で、すなわちジョイント5万ドル、ドイツ・ユダヤ人協議会1万ポンド（5万ドル相当）で、毎月10万ドルの援助を取りつけることに成功した²¹⁾。ただし援助の条件は、この外貨が一銭たりともナチ・ドイツの懐に入ることなく、直接ゲマインデの外貨建て口座に振り込まれ、ゲマインデによってユダヤ人のためだけに使用されることであった。

残された文書の日付けが判読困難だが、ドイツ経済省のヴォルフ、外国為替管理部のラッフェゲルストらがウィーン入りしたのは、レーヴェンヘルツらの帰国と相前後する6月16日ないし直前の14日である。いずれにせよ10万ドルの援助金の獲得により、SDと経済省の協議で、ウィーンではハアヴァラはもとより、アルトロイの適用も彼らの検討対象から消えたと見てよい。問題は、この10万ドルを最大限に活用するため、いかなる方式が考えられるかだが、ここで外貨の運用の仕方を決定したのはゲマインデではなかった。6月17日から7月4日ごろまで、アイヒマンらSDの関係者とヴォルフ、ラッフェゲルストら経済省のスタッフのあいだで重ねられた協議で、レーヴェンヘルツとローテンベルクは同席を求められ、要所で説明を求められたのみである。紙幅の制限上、協議の詳細に立ち入ることはできないが、決定された運用方式は、単純化していえば、ゲマインデは、ゲスターボと経済省外国為替管理部の許可をえて、貧困ユダヤ人には無償で見せ金等に必要な外貨を支給する一方、財産のあるユダヤ人移住者に対しては、ゲマインデが持つドル建ておよびポンド建て口座の外貨を公定レートの2倍ないし3倍あるいはそれ以上のレートで売り、これによって得たマルクを貧困ユダヤ人に回し、彼らの移住を促進するというものである。

経済のアーリア化による店や工場の売却金は、もとの所有者であるユダヤ人の封鎖口座に振り込まれ、

許可なく金を引き出すことはできなかったが、彼らが移住する場合は、口座の金で見せ金等を買うことが認められた。当時の公定レートは1ドルが2.5マルクで、10万ドルの援助金は25万マルクに相当する。彼らに対し、このドルをたとえば2倍のレート、すなわち1ドルにつき5マルクで売れば、ゲマインデは25万マルクを50万マルクに膨らませることができるという計算だった。合邦直後の混乱期には、合邦以前のオーストリアの法規にしたがい、財産を外貨に替えて移住先に持ち出すことに成功した者もいたが、ゲマインデによる外貨運用が始まるより早く、6月19日には、ユダヤ人移住者に対する外貨の配給はいっさい停止された²²。

しかし、50万マルクに膨らまされた外貨は、すべてが移住促進のために使われたのではない。移住援助もさることながら、貧困化したユダヤ人の日々の生活の維持や、これまでゲマインデが経営してきた老人、孤児、盲人等の施設や病院の継続もまたきわめて深刻な問題だったからだ²³。当面そのためにゲマインデが使うことができる金として、ナチに解体されたユダヤ人諸団体が持っていた基金の一部や、なお経済的に余裕のあるユダヤ人からよせられた寄付金があったが、両者ともこの先の収入は見込めず、ゲマインデの持ち金が早晩底をつくことは明らかだった。結局、残された資金源は、運用次第でマルクを生み出す外貨しかなかった。1938年11月ボグロムによる破壊と新たに課せられたユダヤ人財産税²⁴の負担で、ユダヤ人の生活はさらに困難となり、ゲマインデの救済費用はますます増大した。そのため38年末には、ついにゲマインデは10万ドルを売って90万マルクを稼ぎ出さなければならなかった。平均でさえ、実に公定レートの4倍に近い「暴利」であった²⁵。

以上を見れば、外貨と移住費用の調達におけるウィーン・モデルは、突然ウィーンで発案された独創的システムではなく、すでにSDの脳裏に先例としてドイツ金割引銀行税やアルトロイがあったことがわかる。ウィーン・モデルは、いわばゲマインデにドイツ金割引銀行の役目と、銀行と移住者を仲介するアルトロイの役目を一手に負わすものであった。この役目を果たすため、ゲマインデ内に移住相談ならびに外貨への両替を行う部門が開設されたが、これによってウィーンでは、ユダヤ人が同胞ユダヤ人から金を巻き上げるシステムが稼働を開始することになる。1938年8月7日に開催されたゲマインデ会

議の議事録によれば、合邦後、現時点までに約2万3000人が移住し、そのうち4000人以上はゲマインデの支援による移住者であった²⁶。

3. ウィーン・モデル—移住手続きの迅速化

合邦後、ただちにナチの暴力にさらされたウィーンのユダヤ人は、ヴィザを求め、外国の大使館や領事館に殺到した。しかし、他方で移住には、オーストリアを出国するための旅券を得ることも必須である。ところが、これもまた容易ではなかった。

合邦時のオーストリアでユダヤ人が移住しようとする場合、まずは税金関係の役所を回り、所得税や営業税、家屋税、帝国出国税（オーストリアへの導入は1938年4月14日だが、日付けを遡り、同年1月1日以降に移住したすべての者に適用）等、すべての税金を納めたことを示す完納証明書を発行してもらう必要があった。これを携えて旅券局に赴き、出国許可証の発行を申請する。許可証を得た後、旅券の発行は移住者の居住地区の警察署で行われたが、この旅券は、さらに移民局で認証を得てはじめて移住者が出国するのに有効な旅券になった。

しかし、通例、これだけではすまない。そのほかにも、犯罪経歴証明書（無犯罪証明書）等、移住先が要求するさまざまな証明書をを用意する必要があった。これら証明書には、馬鹿にならない印紙代や発行手数料がかかる上、証明書が窓口で即座に発行されるわけではない。完納証明書や犯罪経歴証明書の有効期限は4週間であったが、片方の証明書の発行を待つあいだに片方の有効期限が切れ、またはじめから役所の窓口の長蛇の列に並び直すというイタチごっこもまれではなかった。そのため金のあるユダヤ人は、アーリア人の弁護士を雇って裏から手を回し、証明書を手に入れた。まさに地獄の沙汰も金次第で、旅券1通につき1000マルクが相場といわれた。正規の窓口に並ぶしかないユダヤ人に対して役所の対応はますます後回しになり、しかも路上では、行列するユダヤ人を狙い、ナチによる暴行や嫌がらせが横行した²⁷。

行列と屈辱で疲れ果て、移住意欲を喪失する者さえ出たが、こうした手続き上の停滞は、移住者本人はもとより、ナチの望むところでもない。そこで問題を解決するため、プリンツ・オイゲン通り22番地で、接収されたロートシルトの屋敷内に開設されたのが、第1章の冒頭で述べたユダヤ人移住本部である。

この移住本部の開設こそ、ウィーンにおけるアイヒマンの最大の手柄と認められたが、その設立経緯や、本部がいつから正式の業務を開始したのか、史料的に不明なところも多い。いずれにせよ、第2章で述べた外貨運用の先例にドイツ金割引銀行税やアルトロイがあったように、移住本部のアイデアもアイヒマンの独創ではない。1937年にいたってナチがユダヤ人の移住に本腰を入れ始めるのと並行して、すでにSD内部で、ユダヤ人の移住手続きをシステム化するさまざまな案が浮上していた。ウィーンでは、一刻も早くユダヤ人を追放したいナチと、一刻も早くユダヤ人を出国させたいゲマインデの意思が一致するなか、アイヒマンがレーヴェンヘルツとローテンベルクに移住本部のプラン作成を指示したものと推測されている。プラン完成までアイヒマンがどの程度関与したのか不明だが、プランは、オーストリアSDの長であったシュタールエッカー、オーストリア大管区の長であったビュルケル、さらに最終的にはベルリンのSD本部のハイドリヒの同意を得た後、8月20日付けでビュルケルより、オーストリアの党および国家の諸機関に対して移住本部開設の決定が告げられた²⁸。9月14日付けでアイヒマンがハーゲンに宛てた報告によれば、移住本部開設は8月22日となっている²⁹。移住本部長は、形式的にはシュタールエッカーだが、実質的には、移住本部と同じ旧ルートシルトの屋敷内に執務室を構えたアイヒマンである。

移住本部には、税金関係、警察関係、外務省関係その他、ユダヤ人の移住に係るすべての役所から役人が派遣され、手続きの順序に従い窓口を開いた。以前は犯罪経歴証明書の手入れだけで6~8週間を要し、すべての書類を整えるのに2~3ヶ月かかったが、移住本部設置後は、移住先が決定したユダヤ人は、移住本部に出頭しておよそ8日後に旅券を入手することが可能になる。犯罪経歴証明書も、いったん移住本部の手続きのベルトコンベアに乗ってしまえば、約2日で発行された。これによって大打撃を被ったのは、ユダヤ人移住者の弱みにつけ込み、ほろ儲けをしていたアーリア人の弁護士たちである。このことでアイヒマンは彼らの恨みを持ったという³⁰。

しかし、アイヒマンらの認識において、移住本部はたんに移住手続きの迅速化を実現するためだけのシステムであってはならず、先の外貨運用システムと同じく、同時に貧困ユダヤ人の移住促進に奉仕す

るものでなければならなかった。これについてアイヒマンは、上述の9月14日付けのハーゲン宛ての報告で次のように述べる。

「ユダヤ人移住本部がめざすのは、まず第1に、貧困ユダヤ人の移住強化への配慮と、したがって資力あるユダヤ人に対しては、彼らの出国が同時に、彼らの財産に見合うだけの貧困ユダヤ人の出国と連動する場合にのみ移住が許されるべきことである³¹。」

そこで再び、資力あるユダヤ人が移住本部のベルトコンベアの最後で旅券を手にするとき、文字通り彼らの最後の金を巻き上げる役目を負わされたのがゲマインデであった。「旅券賦課金Passumlage」の徴収がそれである。

旅券賦課金とは、移住にあたってあらゆる税金を納め、移住手続きに必要なあらゆる手数料を支払い、移住地までの旅費その他にかかる費用のすべてをのぞいた後、なお手元に残る財産に対し、その額の大小に応じて賦課され、徴収される金である。支払い能力のないユダヤ人は免除された。旅券賦課金の額の査定は、移住本部開設とほぼ同時の8月25日にゲマインデ内に設置された旅券賦課金査定部で行われたが、ゲマインデの報告によれば、1939年3月15日までに4万4898世帯に対して査定が実施され、その半数以上にあたる2万4495世帯は免除であった。支払い能力のある世帯に対して旅券賦課金は、おおむね5マルクから段階的に10、20、50マルクの範囲で徴収されたが、封鎖口座になお多額の財産を残す者はこれより高額になった。1938年には、2万7922世帯から総額で58万8393マルクが、39年には、5万3790世帯から317万2617.66マルクが徴収されている³²。

帝国出国税や、1938年11月ポグロム後に導入されたユダヤ人財産税が経済省によって徴収されたのに対し、旅券賦課金は移住本部が徴収し、同本部が管理する移住基金に入れられ、貧困ユダヤ人の移住支援に使用された。ここでも、ユダヤ人をユダヤ人の金で移住させるシステムが見事に働いていることがわかるが、これもまた外貨運用の場合と同様、移住基金の金の一部は、無料食堂にかかる経費など、ゲマインデの救貧資金にも回されている。

1941年10月23日、ユダヤ人の移住が全面的に禁止された後、ウィーンの移住基金は42年8月15日をもって精算された。旅券賦課金については、史料として徴収台帳が残されているのに対し、支出の詳細を示す史料は完全には残されていない。しかし、清算

時点で基金の口座に残っていた金は、プラハに移され、テレージェンシュタット強制収容所の維持費に使用されたことがわかっている。

4. 無力な機関か

ナチ支配下のウィーンでゲマインデが果たした役割を論じた研究はごく少ない。アイヒマン裁判を取材したアーレントのユダヤ人評議会に関する記述は過剰なまでの反発を引き起こしたが、ナチ協力者にされたユダヤ人の問題は、それを論じる者につねに、シュリンクの『朗読者』³³の「あなただったらどうしましたか」という問いを突きつけてくるからかもしれない。そのなかでラビノヴィチの『無力な機関』³⁴は、1938年から45年までウィーンのホテルホロコーストの全期間をカバーし、正面からゲマインデの苦悩に取り組んだ貴重な1冊である。「無力な機関」とは、ゲマインデは否応なくナチの意に従う以外の選択肢を持たない機関であったということだ。

しかし、一方でウィーンのゲマインデはきわめて強力な機関であった。1939年1月14日付けのゲマインデからジョイント宛ての報告によれば、38年12月末までにジョイントおよびドイツ・ユダヤ人協議会から送られた外貨は、ドル換算で64万6000ドルであり、これを売ってゲマインデは350万マルクを得た。38年12月を例にとれば、移住者9000人のうち、こうしてゲマインデが稼ぎ出した金から支援を受けた者は4000人以上と、半数近くにのぼった³⁵。

1938年3月の合邦から41年10月にユダヤ人の移住が全面的に禁止されるまで、外国のユダヤ人援助団体や親戚から送られた外貨は、ドル換算で4200万ドルである。ユダヤ人によるユダヤ人からの強奪といわれようと、この外貨を売ってゲマインデは2億1200万マルクを稼ぎ出した³⁶。ウィーンに着任早々のアイヒマンがレーヴェンヘルツに突きつけた要求は、1年間で2万人の貧困ユダヤ人の移住を実現することだったが、第二次世界大戦開戦時の1939年9月15日現在のオーストリアのユダヤ教徒人口は6万5822人と³⁷、合邦から1年半のあいだにその数は11万人以上激減する。このなかには自殺や病気、高齢による死亡者も含まれるが、大部分は、2万人をはるかに越える貧困者を含み、移住による減少であった。

「はじめに」で提起した論点にもどれば、ウィーン・モデルのような方式が、たとえば1933年当時で

合邦時のウィーンとほぼ同規模のユダヤ教徒人口を持ち、ユダヤ人の移住で先行したベルリンではなく、なぜウィーンで必要とされ、また成功したのか。

前者のウィーンにおける緊急の必要性については第1章で述べたとおりだが、後者については、ウィーン・モデルがゲマインデによる外貨運用とユダヤ人移住本部のワン・ストップ方式とを両輪として機能するのに対し、ドイツでは、肝心の外貨運用に関して、ほかならぬナチ自身が作り出した大きな障害があったことを指摘しなければならない。というのも海外のユダヤ人援助団体は、外貨がゲマインデの外貨建て口座に直接振り込まれ、それがゲマインデのみによって運用されることを援助の条件としていたが、ドイツでは1938年3月28日の法により、ゲマインデは公法上の自治的団体としての資格を剥奪され、これによって外貨を運用する資格も喪失したからだ。合邦後、ドイツ本国の反ユダヤ法は速やかにオーストリアにも導入されたが、こと3月28日の法に対して、アイヒマンがその導入に強行に反対したのは当然であった。3月28日の法の目的のひとつは、ゲマインデから税の控除を受ける権利を剥奪し、私的団体として課税対象とすることにあつたが、これによってウィーン・モデルの片輪が機能せず、ゲマインデの移住促進能力や救済能力の低下を招くのであれば、法は引きあわないというのである。アイヒマンの主張には説得力があり、事実、ウィーンのゲマインデは、ユダヤ人の移住が終了する1942年まで公法上の自治的団体の資格を維持する。すなわちウィーン・モデルは、強力なゲマインデが維持されたウィーンでこそ十全に稼働しうるモデルであった。

ウィーンでの成功をにらみつつ、ナチがドイツのユダヤ人の帝国レベルでの組織化に関心を持ち始めるのは、1938年11月ポグロム後である。ポグロムに恐怖したユダヤ人が大挙して移住へと動き始め、また、ポグロム時に約1万2000人がベルリン郊外のザクセンハウゼン強制収容所に連行されたが、彼らの解放の条件は、唯一、2週間以内に国外に去ることであった。こうしたユダヤ人の移住にかかる手続きを効率よく迅速に処理するシステムの導入は急務であり、ようやく39年1月末、ベルリンにウィーンをモデルとするユダヤ人移住本部が開設される。

ドイツのゲマインデについていえば、合邦後のオーストリアでは、ウィーンのゲマインデがほぼ同時にオーストリアの全ユダヤ教徒の単一のゲマインデであったのに対し、ドイツのユダヤ教徒人口は、ベ

ルリンのほか、フランクフルト、ハンブルク等に分散していた。1933年のナチ政権成立後、9月7日にドイツの全ユダヤ人の利益を代表する組織として「ドイツ・ユダヤ人帝国代表部」が設立されたものの、既存のユダヤ人諸団体のたんなる集合にすぎず、たとえば移住支援に関しても、代表部そのものはほとんど機能しないままだった。これをあらため、「ドイツ帝国ユダヤ人連合」が法的認可を得て正式に発足するのは39年7月4日である。ニュルンベルク法にもとづくドイツのすべてのユダヤ人は連合に登録することを義務づけられ、連合の執行部は、親衛隊保安警察およびSDによって任命された³⁸。1月末のユダヤ人移住本部の開設と合わせ、これによって、ウィーンと同じくドイツでもSDがユダヤ人の移住業務を掌握する体制が整うことになる。41年10月をもってナチの移住＝追放政策が終了したとき、ウィーンにおいても、ドイツにおいても、ゲマインデあるいは帝国ユダヤ人連合を介して国内に残るユダヤ人の全個人情報掌握した移住本部が、東方への移送本部に変身するのは必然の流れであった。

ウィーンでは、ナチ用語でいう「残骸ユダヤ人」の移送は1941年2月から段階的に執行されたが、ときに誤解されているように、その都度、移送対象者を選別したのはゲマインデではない。選別にあたって利用されたのは、ゲマインデが移住援助と救済事業のために作成していたゲマインデ構成員の氏名、年齢、住所その他を記したアルファベット順名簿だが、選別を行ったのはあくまでも移住本部のゲスターポである。移送の前、移送対象者はいったん集合キャンプと呼ばれた建物に集められたが、そのさいレーヴェンヘルツらゲマインデの職員に負わされた任務は、移送対象者の住居から集合キャンプへの連行と、食事の提供を含む集合キャンプの維持、また、なお移送を免れウィーンに残るユダヤ人の最低限の生活維持である。集合キャンプに連行されたユダヤ人が持参した現金その他の有価物や毛皮などの貴重品は、キャンプで没収されてゲマインデに引き渡され、これが、ゲマインデ職員と彼らの手に委ねられた残骸ユダヤ人の生命を維持するための資金の一部に回された。

こうして、移住にせよ、移送にせよ、あたかも蛸が自分の足を食うように、ウィーンのユダヤ人社会は、移住あるいは移送されるユダヤ人から最後の財産や金を吐き出させ、それで食いつなぎつつ、粛々と消滅していった。このときゲマインデの職員とし

て移送対象者の集合キャンプへの連行にかかわったバラバンは、戦後ウィーンで、ナチ協力者に対する裁判の被告となり、次のように証言した。

「ゲマインデ執行部は、つねに、まだウィーンに残っているユダヤ人全体の利益のみ頭においたのであり、その時点で手持ちの可能性から全体の利益を守ることができるような方策を見つけ出すことを強いられたのだ。金持ちで、高額の船賃を払うことができ、そうやって移住準備の整ったユダヤ人が出国し、それで命が助かったのに対して、手元に処分できるような財産は何もなく、外国の援助団体から送られるドルを使うしかないような貧しいユダヤ人は後回しにされたということ、なるほど、これは遺憾なことに思われるかもしれない。しかしながら、少数の支払い能力のある人々の出発によって、大きな病院や、満杯の老人ホームに盲人ホーム、孤児院や小児科病院、また給食の提供といった事業の継続が可能になったということ、そして、それによって、ドイツ当局が老人ホームや盲人ホームの収容者を早期にポーランドに移送してしまうのを阻止したということ、というのも、ゲマインデが彼らの扶養を財政的に支えられないということが移送の理由になりえたからだが、今日、振り返って、こういう事実を認めてくれる人であれば、みな、事態を理解してくれるはずだ³⁹。」

だが、バラバンは知っていたはずである。移住した金持ちのユダヤ人が残した金のおかげで、移住から取り残された孤児や病人、老人、盲人やその家族は「早期の」移送は免れたかもしれないが、それによってわずかばかり延びた彼らの生命とは何だったのだろうか。最終的には、残骸ユダヤ人のほとんど全員がカウナス、リーガ、ミンスクといった東部が、テレージエンシュタットに移送され、東部では、その大部分が殺された。1945年4月の解放時にウィーンで生き残っていたユダヤ人は、わずかに2142人である⁴⁰。

ラビノヴィチが『無力な機関』を執筆した目的のひとつは、バラバンのような無力な機関の歯車にされたユダヤ人の名誉回復である。しかし、なお、彼らは殺され、レーヴェンヘルツやバラバンらは戦後に生き延びたという事実は、「あなたならどうしましたか」という問いとともに残り続けるのである。

【注】

- 1 ただしユダヤ人の回想録を読むと、状況次第で

- 10マルク以上の両替と持ち出しに成功した例もあった。また10マルクとは別に移民は、移民船乗船のさい、乗船日数に応じて船会社より、船内だけで通用する一定額の船内通貨(Bordgeld)をマルクで購入することができた。船内通貨は、免税店での買い物や船内での飲食に使われたが、使い残した場合、ただの紙切れになる場合と、到着地で現地通貨に両替してもらえらる場合があった。
- 2 Degohはドイツ金割引銀行の略称。当行は1924年に発券銀行であるドイツ帝国銀行の子銀行として、マルクではなく、国際的信用のある通貨スターリング・ポンド1000万をもって設立された。原材料の輸入を助けて輸出産業の振興をはかる公的信用銀行や、手形割引銀行の機能を担う銀行で、移住者のための両替はナチ時代に発生した新業務である。
- 3 Herbert A. Strauss, Jewish Emigration from Germany (1), in: *Leo Baeck Institute Year Book*, XXV, 1980, p. 326.
- 4 Israelitische Kultusgemeinde Wien(以下IKGと略記), Archiv, Archiv der Israelitischen Kultusgemeinde Wien(以下A/Wと略記), 2600.
- 5 Gabriele Anderl u. Dirk Rupnow, *Die Zentralstelle für jüdische Auswanderung als Beraubungsinstitution*, Wien/München 2004.
- 6 正式名称はIsraelitische Kultusgemeinde Wien。ユダヤ人(教徒)共同体あるいはユダヤ教団とも訳されるが、本稿ではゲマインデと略記する。第4章で述べるように1890年3月21日の法にもとづく自治的団体で、オーストリアのユダヤ教徒はすべて、本籍権や国籍の有無に関わりなくその居住地のゲマインデに所属することが義務づけられた。一方ドイツでは、1876年よりユダヤ教徒に対するゲマインデ強制が撤廃され、ユダヤ教を棄教することなくゲマインデからの脱退が認められている。ゲマインデは構成員からゲマインデ税や各種の手数料を徴収して、構成員のために宗教、文化、福祉等に関わる事業を自治的に行い、国家に対しては、構成員の出生、死亡、結婚など、身分の変更に関わる事柄を記録し、事業・会計報告を行う義務を負った。
- 7 1938年4月1日の最初の移送でダッハウに送られた151人のうち、ユダヤ人は60人を占め、5月23日の2回目の移送では、120人のうち50人がユダヤ人であった。Herbert Rosenkranz, *Verfolgung und Selbstbehauptung. Die Juden in Österreich 1938-1945*, Wien/München 1978, S. 37.
- 8 *Die Verfolgung und Ermordung der europäischen Juden durch das nationalsozialistische Deutschland 1933-1945* (以下VEJと略記), Bd. 2, bearbeitet von Susanne Heim, München 2009, S. 35f. []内は引用者による補足。以下同様。
- 9 合邦時のユダヤ教徒の数については、史料によって多少のばらつきがある。Jonny Moser, *Demographie der jüdischen Bevölkerung Österreichs 1938-1945*, Wien 1999, S. 16, 18. A/W 2819,10, S. 1. ドイツでウィーンに匹敵するユダヤ教徒人口を持つのはベルリンのみであり、1933年当時で約16万人である。(Usiel O. Schmerz, Die demographische Entwicklung der Juden in Deutschland von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis 1933, in: *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.8, Nr.1, 1982, S. 37f.)
- 10 詳しくは、野村真理『ウィーンユダヤ人—19世紀末からホロコースト前夜まで』(御茶の水書房、1999年)の372頁以下を参照。
- 11 Hans Safrian u. Hans Witek, *Und keiner war dabei. Dokumente des alltäglichen Antisemitismus in Wien 1938*, Wien 1988, S. 98.
- 12 IKG, Archiv, Bericht betreffend die Israelitische Kultusgemeinde Wien vom 26. 4. 1938. この時期、ユダヤ人の移住先の確保は困難をきわめた。ウィーンでは、ユダヤ教徒ユダヤ人に関しては、パレスティナへの移住希望者に対する支援は従来通りパレスティナ局とシオニスト全国連合が担当し、パレスティナ以外については、ゲマインデの移住担当部門が移住先の紹介、現地情報の提供等、具体的相談に応じた。
- 他方、非ユダヤ教徒ユダヤ人の移住に関しては、合邦後まもなく、3月末あるいは4月はじめからギルデメースター移住援助オフィスが活動を開始した。詳しくはTheodor Venus u. Alexandra-Eileen Wenck, *Die Entziehung jüdischen Vermögens im Rahmen der Aktion Gildemeester*, Wien/München 2004を参照。ギルデメースターは、オフィス立ち上げ時にウィーンに滞在していたオランダ人慈善活動家の名だが、名を貸した以外、オフィスには実質的に関与していない。
- 合邦からほぼ1年後、シオニスト全国連合は

- 1939年3月、パレスティナ局は同年7月に閉鎖され、それらの業務はゲマインデに統合された。ギルデマスター移住援助オフィスも同年3月頃、実質的に活動を停止したが、正式の解体は12月31日である(A/W 2507)。この頃までに、非ユダヤ教徒ユダヤ人で移住可能な者たちの移住は、ほぼ終了したと推測されている。
- 13 設立時の名称はHilfsverein der deutschen Judenであったが、ニュルンベルク法以後、Hilfsverein der Juden in Deutschlandに改称された。
- 14 VEJ, Bd. 2, Dokument 34, S. 153.
- 15 ハアヴァラの移住促進効果についてはWerner Feilchenfeld u.a., *Haavara-Transfer nach Palästina und Einwanderung deutscher Juden 1933-1939*, Tübingen 1972, S. 39, 94を参照。
- 16 以後、帝国銀行はハアヴァラの移住者に対してポンドの支払いを停止し、1000ポンドはハアヴァラの枠内で、すなわち移転された製品の売却金から調達されることを求めた。
- 17 Anderl u. Rupnow, a.a.O., S. 55f.
- 18 1927年にHebrew Immigrant Aid Society, Jewish Colonization Association, United Jewish Emigration Committeeの3者が合同して成立した組織。
- 19 Yad Vashem Archiv, Jerusalem, O2/595, Kultusgemeinde Wien 19.5.1938-31. 10.1942, S.1. 本史料は、終戦直後にWilhelm Bienenfeldにより、タイトルの期間のレーヴェンヘルツの覚書をまとめて作成されたものである。そのためLöwenherz-Bericht あるいはBienenfeld-Berichtとも呼ばれる。
- 20 A/W 110, S. 4.
- 21 Charles J. Kapralik, *Erinnerungen eines Beamten der Wiener Israelitischen Kultusgemeinde 1938/39*, in: *Bulletin des Leo Baeck Instituts*, Nr. 58, 1981, S. 60. Kapralikは、まさしくゲマインデで外貨運用を指揮した人物である。なおドイツ・ユダヤ人協議会(Council for German Jewry)は、上記Kapralikの回想録に記されたCentral British Fund (CBF)がジョイントと協力し、1936年に設立した組織である。
- 22 Anderl u. Rupnow, a.a.O., S. 96f. Venus u. Wenck, a.a.O., S. 65f. A/ W 2540,2.
- 23 ドイツでユダヤ人は、同時期になってもなお生活保護費の給付など、公的社会福祉から完全に締め出されたわけではなかったのに対し、ウィーンでは、役所の担当部署の勝手な判断で福祉が停止され、公立あるいは非ユダヤ人が経営する福祉施設や病院に入っていたユダヤ人も追い出された。この点でも、ドイツに比べてウィーンの状態ははるかに暴力的であった。
- 24 1938年11月12日の法により、11月ポグロムで発生した損害をユダヤ人自身に償わせることを目的として導入された新税。これより先、38年4月26日の法でユダヤ人は所有する全財産の申告を命じられたが、ユダヤ人財産税では、その申告財産の20%を税として納めることが求められた。
- 25 A/W 2647.
- 26 A/W 2819, 10.
- 27 VEJ, Bd. 2, Dokument 92, S. 283.
- 28 Rosenkranz, a.a.O., S. 122f.
- 29 VEJ, Bd. 2, Dokument 92, S. 282.
- 30 Kapralik, a.a.O., S. 66.
- 31 VEJ, Bd. 2, Dokument 92, S. 283.
- 32 Anderl u. Rupnow, a.a.O., S. 252. なお、ドイツで1939年2月に導入された移住者税(Auswandererabgabe)のモデルは、ウィーンの旅券賦課金である。
- 33 ベルンハルト・シュリンク『朗読者』、松永美穂訳、新潮社、2000年。
- 34 Doron Rabinovici, *Instanzen der Ohnmacht. Wien 1938-1945. Der Weg zum Judenrat*, Frankfurt a. M. 2000.
- 35 A/W 2647.
- 36 Anderl u. Rupnow, a.a.O., S. 177.
- 37 A/W 126, Report of the Vienna Jewish Community.
- 38 ナチ支配下のドイツのゲマインデ再編については、最新の文献としてBeate Meyer, *Tödliche Gratwanderung. Die Reichsvereinigung der Juden in Deutschland zwischen Hoffnung, Zwang, Selbstbehauptung und Verstrickung (1939-1945)*, Göttingen 2011がある。
- 39 Wiener Stadt-und Landesarchiv, 2.3.14.A1-Vg. Vr.-Strafakten/1945-1955, 2943/1945 (Leopold Balaban), S. 6.
- 40 野村、前掲書、390頁。

本稿は、科学研究費補助金：基盤研究C「第二次世界大戦後ウィーンにおけるユダヤ人の生活再建をめぐる諸問題の解明」(平成21~25年度)の研究成果の一部である。